

# 犯罪被害者化に関する機会理論の展開と課題

増 本 弘 文\*

An Analysis of Development in and Problems  
with Theory for Criminal Victimization

Hirofumi MASUMOTO

## 要 旨

犯罪被害者化に関する機会理論は、直接的接触を伴う略奪的犯罪の被害者化のプロセスを明らかにしようとする理論である。そこでは、犯罪者はすでに存在するものとして扱われる。つまり、機会理論は、すでに存在する犯罪的動機がどのように実現されるかを解明しようとする社会学的理論なのである。本論稿は、この機会理論の現在の理論水準と課題を明らかにしようとするものである。機会理論は、1978年のライフスタイル理論と1979年のルーティンアクティビティ理論に起源を有している。しかし、機会理論は、これら二つの理論の問題点を克服することによって、すでに両理論を大きく越えている。すなわち、①近接性・接触性・好餌性・防備性などの媒介概念を考案することによって、被害者化を決定づける因子を実証的に同定しつつ、被害者化のプロセスをより明確にした、②ライフスタイル概念に含まれない因子、つまり、個人属性的因子・コミュニティーレベルの因子などを実証的に同定しようとしている、③犯罪者研究や環境犯罪学／状況的犯罪予防との連携・統合への扉を開いた、④略奪的犯罪以外の被害者化に対しても機会理論を適用し得る可能性を示唆した。しかしながら、機会理論には解決すべき課題が残されている。すなわち、より精密なデータ収集・分析という困難な問題を解決することによって、被害者化のリスクに影響する因子を実証的に同定し、より洗練されたモデルを構築することである。さらに、犯罪者研究や環境犯罪学／状況的犯罪予防と連携・統合することによって、被害者化的出来事（Event）／犯罪的出来事の解明・予防を実現することである。

## I 序

1978年に、ヒンデラング・ゴットフレッドソン・ガロファロによって、ライフスタイル理論が提唱された。そして、翌79年には、コーエン・フェルソンによって、ルーティンアクティビティ理論が提唱された。ほぼ同時期に提唱されたこれら二つの理論は、被害者学の発展に大

きく貢献するとともに、より一般的な理論である機会理論 (Opportunity Theory) へと発展していった<sup>1)</sup>。

この機会理論は、被害調査をはじめとする現実のデータにもとづき、直接的接触を伴う略奪的犯罪 (Direct-Contact Predatory Violations) の被害者化のプロセスを明らかにしようとする理論である。その際、合理的選択を行う犯罪者は、すでに存在するものとみなされる。すなわち、この機会理論は、人がどのように犯罪へと動機づけられるのかは問題とせず、すでに存在する犯罪的動機がどのように実現されるのかを明らかにしようとする社会学的理論なのである。

もちろん、ライフスタイル理論・ルーティンアクティビティー理論には、ほとんどすべてのパイオニア的理論と同じく、多くの問題点が存在している。しかしながら、機会理論は、その問題点を克服し、被害者化の解明や防止に精力的に取り組んでいる。本論稿は、この機会理論の理論的努力に焦点を当てながら、犯罪被害者化 (Criminal Victimization) に関する機会理論の現在の理論水準と課題を明らかにしようとするものである。

## II 犯罪被害者化に関する機会理論の登場

ライフスタイル理論やルーティンアクティビティー理論については、わが国でも、すでにいくつかの優れた研究が存在する<sup>2)</sup>。そこで、ここでは、機会理論の出発点としての両理論の概要を述べるにとどめることにする。

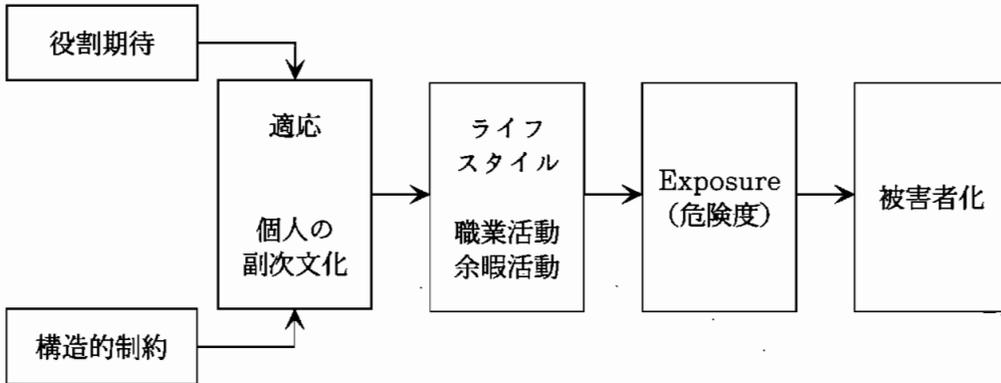
### (1) ライフスタイル理論

ヒンデラング達は、被害調査にもとづくデータを分析した結果、直接的接触を伴う略奪的犯罪の被害者化は、時間・場所・人の中で、均等に分布しているのではなく、危険な時間・場所・人が存在していることを発見した。そして、ハイリスクな時間帯にハイリスクの場所にいるかどうか、あるいは、犯罪傾向の強いハイリスクな人と接触するかどうかを決定づけるものとして、ライフスタイルという概念を考案した。ここでいうライフスタイルとは、日常的活動を意味し、それは、職業活動 (Vocational Activity) と余暇活動 (Leisure) の両者から構成されるのである。

図1から明らかなように、人は、その人に対する役割期待 (Role Expectations) と社会的な構造的制約 (Structural Constraints) に適応 (Adaptations) しなければならず、この適応の結果、その人固有の副次文化 (Individual Subculture) を創り上げる。そして、この副次文化は、その人固有のライフスタイルを形成する。したがって、ライフスタイルとは、役割期待と社会的な構造的制約に対するその人固有の適応形態なのである。

ところで、ライフスタイル論者は、自らのモデルを Lifestyle/Exposure Model と呼んでおり、この Exposure という概念は、ライフスタイル概念と並ぶ中心的な概念とされている。この Exposure は、「略奪的犯罪の被害者となるかもしれない危険な状況に身を晒すこと」という意味で使用されている。図1から明らかなように、ライフスタイルは、この Exposure (危険度) を経由することによって、被害者化 (Victimization) に到るのである。たとえば、夜間一人で公の場所に頻繁に外出するというライフスタイルは、その人の身を極めて危険な状況に晒すことになり、その結果、現実に略奪的犯罪の被害者となるのである<sup>3)</sup>。

図1. Lifestyle/Exposure Model の概略図



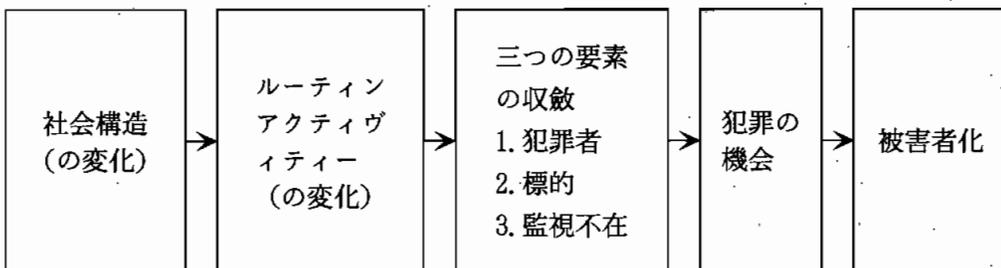
## (2) ルーティンアクティビティー理論

コーエンとフェルソンは、様々な現実のデータにもとづき、合衆国では1947年から74年の間に、これまで犯罪の原因と考えられてきた諸因子、たとえば、失業や貧困などが改善されたにもかかわらず、犯罪発生率が上昇していることを発見した。彼らは、この逆説的なトレンドを説明するために、ルーティンアクティビティーという概念を考案した。

このルーティンアクティビティーとは、日々繰り返して行われる日常的活動であり、それは、集団や個人が必要とするものをまかなうための活動である。したがって、それは、「仕事だけでなく、標準的な食物・住居・性的欲求・余暇・社会的相互作用・学習・養育をまかなうことを含んでいる」。このルーティンアクティビティーは、人がいつ・どこで・誰と接触するのかを決定づけるとされる。そして、社会構造（の変化）が、このルーティンアクティビティー（の変化）を決定づけるとされるのである。

ところで、直接的接触を伴う略奪の犯罪が発生するためには、三つの最低限の要素が収斂しなければならない。すなわち、①動機づけられた犯罪者、②恰好の標的、③有効な監視の不存在、という三つの要素が、同一の時間に、同一の場所に存在しなければならないのである。そして、ルーティンアクティビティーこそが、この三つの要素の収斂を決定づけるとされるのである。

したがって、ルーティンアクティビティー理論を略図で示すと、図2のようになると思われる<sup>4)</sup>。

図2. Routine Activity Model の概略図<sup>5)</sup>

### Ⅲ 両理論の位置づけ

すでに明らかとなったように、ライフスタイル理論は、人々の間で被害者化の発生率が異なることに着目し、ライフスタイルの違いが、人々の間での被害者化のリスクの違いをもたらすとする理論である。これにたいし、ルーティンアクティビティー理論は、犯罪発生率が年毎に変化していることに着目し、ルーティンアクティビティーの変化が、犯罪発生率の変化をもたらすとする理論である。

したがって、前者は横断的な理論であり、後者は縦断的な理論であって、その点に、両者の違いがあるとも言えよう。しかし、ライフスタイル論者であるガロファロ自身、この点は単なる説明の仕方の違いにすぎず、ライフスタイル理論も縦断的に適応可能であり、ルーティンアクティビティー理論も横断的に適用可能であって、両理論の間に実質的な違いはないとしている。しかしながら、両理論は、完全にオーバーラップするとは思われない。

第一に、ルーティンアクティビティー理論は、そもそも、シカゴ学派の生態学的アプローチに根ざす理論であり、したがって、(ライフスタイル理論と異なり) コミュニティーによる犯罪統制に親和性を持っているのである。このことを端的に物語っているのが、ルーティンアクティビティー概念である。すなわち、ライフスタイルは、構造的制約と役割期待に対する適応から生じるのにたいし、ルーティンアクティビティーは、生活を維持するための重要な活動の時間的場所的分布を反映するものとされる。したがって、後者は、人間生態学的な概念である。それ故、ルーティンアクティビティー理論は、コミュニティによる犯罪統制をも射程に入れ得る理論なのである<sup>6)</sup>。

この点は極めて重要である。すなわち、後述するように、コミュニティに関連する因子が、個人の被害者化に影響をおよぼすことが指摘されている。この指摘にしたがえば、被害者化のプロセスを解明するためには、個人レベルの因子だけでなく、コミュニティレベルの因子にも着目しなければならないのである。したがって、機会理論が、コミュニティによる犯罪統制を射程に入れることができるかどうかは、極めて重要な問題となるのである。

第二に、ライフスタイル理論が、犯罪者よりも犯罪の標的である被害者の方に分析の重点をおいているのにたいし<sup>7)</sup>、ルーティンアクティビティー理論は、犯罪の発生を犯罪者と被害者の相互関係として(も)理解する傾向が強いのである<sup>8)</sup>。

もっとも、このような違いにもかかわらず、多くの論者が、両理論の同質性を前提にして議論を進めている。そこで、ここでは、ライフスタイル理論が被害者個人に力点をおいた理論であるのにたいし、ルーティンアクティビティー理論は、コミュニティや犯罪者をも視野に入れ得る理論であることを確認するだけで十分であるように思われる。

要するに、犯罪被害者化に関する機会理論は、被害者という個人のレベルに力点をおくライフスタイル理論と、より広い射程を持つルーティンアクティビティー理論を出発点とする理論なのである。

この二つの理論は、被害者学の発展に大いに貢献した。その理論的功績は、以下の二点に要約することができるように思われる。

第一は、伝統的な犯罪理論の一面的な見方を打破した点である。すなわち、当然のことながら、略奪の犯罪は、犯罪者だけでなく被害者をもその構成要素とする。しかし、伝統的な犯罪学理論は、もっぱら、犯罪者に焦点を当て、人がどのように犯罪へと動機づけられるかを解明しようとした。両理論は、この一面的な見方を打破し、被害者研究の重要性を明らかにしたのである。

第二に、両理論は、従来の被害者学の欠点を克服した。すなわち、ヘンティッヒに代表される初期の理論、つまり、被害者類型論は、直感的であり<sup>9)</sup>、かつ、被害者バッシング的傾向を持つ理論であった<sup>10)</sup>。また、70年代80年代の被害者運動を支えた被害者原因論は、被害者が犯罪に遭遇したのは、単に、その人がアンラッキーであったからにすぎないとし、被害者バッシング的色彩を払拭した。しかし、それは、結果的に、被害者の実像を看過することになった<sup>11)</sup>。これにたいし、両理論は、被害調査をはじめとする現実のデータにもとづき、被害者の実像を中立的に描こうとしたのである。

もっとも、両理論が、被害者化のプロセスの解明に成功したとは言いがたく、次のような問題点が存在していると思われる。

第一に、ライフスタイルやルーティンアクティビティーという概念それ自体が漠然としているために、「ライフスタイルやルーティンアクティビティーが被害者化のリスクを決定づける」と述べるだけでは、実は、何も明らかになっていないのではないのか？

第二に、被害者化のリスクを決定づけることが実証されている因子は何か？

第三に、ライフスタイルやルーティンアクティビティー概念に含まれない因子であっても、被害者化のリスクを決定づけることが実証された因子は存在しないのか？

以下では、これら三つの問題点にそって論述を進めることにする。

#### IV 媒介概念

被害者学の犯罪機会の理論の出発点は、ライフスタイルやルーティンアクティビティーが被害者化に影響をおよぼすというものである。しかしながら、このことは、被害者化のプロセスを必ずしも具体的に明らかにしているわけではない。

この点を改善するために、実に様々な媒介概念 (Mediating Concepts) や下位概念 (Sub Concepts) が考案され、実証的検討が試みられた<sup>12)</sup>。その中において、Miethe and Meier の媒介概念はとりわけ有益と思われる<sup>13) 14)</sup>。彼らによれば、ライフスタイルやルーティンアクティビティー概念は、以下の四つの下位概念に分けることができるとされる<sup>15)</sup>。

##### ① Proximity (近接性)

Proximity とは、被害者の居住地域と犯罪多発地域 (潜在的犯罪者) との物理的な距離である。すなわち、Proximity が増大すればするほど、犯罪者と出会う頻度が増大し、その結果、被害者化のリスクが高まるとされるのである。

この近接性は、たとえば、①都心部に居住しているかそれとも郊外に居住しているか、②当該地域の社会経済的特性 (たとえば、収入のレベル・失業率・人種構成)、③自分の居住地域を危険と感じているかどうか、④周辺地域の犯罪発生率、などによって測定されている。

##### ② Exposure (接触性)

Exposure は、犯罪に対する可視性 (Visibility) や接近可能性 (Accessibility) である。たとえば、出入口の多いビルや住居、あるいは、角地にあるビルや住居は、侵入盗に対する Exposure が高いとされる。また、ライフスタイルやルーティンアクティビティーの一環として、危険な場所に出入りする人は、盗罪や暴行・傷害罪に対する Exposure が高いとされるのである。

この接触性は、たとえば、①仕事を持っているかそうでないか (有職者のほうが外で過ごす時間が多いので Exposure が高いとされる)、②夜間の外出頻度、③家を留守にする平均時間、④家で過ごす時間の割合、⑤テレビを見る総時間、⑥公共交通機関を利用する労働者の割合、

⑦娯楽施設の数、⑧女性の就業率、⑨外食費、などによって測定されている。

### ③ Attractiveness (好餌性)

Attractivenessは、標的の経済的価値や象徴的価値である。さらに、サイズや持ち運びし易いかどうかも、好餌性に関連づけられる。

この好餌性は、たとえば、①高価で携行可能な品物（たとえば、ビデオカセットレコーダー、バイク）を所有しているかどうか、②現金や宝石を持ち歩いているかどうか、③収入や社会階層、などによって測定可能とされている。

### ④ Guardianships (防備性)

Guardianshipsとは、人による防犯効果（社会的防備性）と物による防犯効果（物理的防備性）を意味する。前者は、警察などによる公式の監視活動だけでなく、家族や近隣住民同士の非公式の近隣監視（Neighborhood Watch）も含んでいる。後者に属するのは、警報装置・鍵・番犬・武器などである。

この防備性は、たとえば、①武器あるいは警報装置を持っているか、②一人で住んでいるかどうか、などによって測定されている。

Miethe and Meierのこれら四つの媒介概念によって、ライフスタイル／ルーティンアクティビティと被害者化のリスクとの関連性がより明確になったと思われる。

そこで、次の課題は、どのようなライフスタイル／ルーティンアクティビティが、被害者化のリスクを増大／減少させるかを経験的に検証することである。

## V 被害者化を決定づける因子1

### ーライフスタイル概念に含まれる因子ー

前章において、被害者化のリスクに関連する可能性のある具体的なライフスタイル／ルーティンアクティビティが明らかになった。そのことにより、被害者化に影響をおよぼす具体的な因子を実証的に検討することが可能となった。

しかしながら、被害者化のリスクとの関連性が経験的データによって肯定された因子は、必ずしも多くない。

すなわち、たとえば、外で過ごす時間が多くなればなるほどリスクが増大するかについて、これを肯定するリサーチと否定するリサーチが併存している。

もっとも、若干の因子については、多くのリサーチが、被害者化のリスクとの関連性を肯定している。

#### (1) 都心部に居住しているなど（近接性に関連づけられる因子）

①都心部に居住している、②自分の居住している周辺地域を危険と感じている、③都心部の低所得地域に居住している、④犯罪発生率の高い地域に居住しているなどの因子は、被害者化のリスクを高めることが実証されている。

すでに明らかなように、これらの因子は、すべて近接性に関連づけられる因子である。したがって、犯罪者との物理的な距離を増大／減少させるような因子（あるいはそのようなライフスタイル／ルーティンアクティビティ）は、一般に、被害者化のリスクを増大／減少させることが実証されているのである。

## (2) 逸脱行動

犯罪行動などの逸脱行動が被害者化のリスクを高めることは、副次文化論の観点からも説明することができる。すなわち、たとえば、暴力などの逸脱的手段によって問題解決することが、副次文化によって受け入れられている場合には、その副次文化に属する者は、犯罪者になる確率が高いだけでなく、被害者になる確率も高いとされるのである<sup>16)</sup>。

しかし、等価グループ理論と呼ばれる理論は、犯罪行動をはじめとする逸脱行動がライフスタイルやルーティンアクティビティーの一形態であるとしたうえで、現実のデータを根拠に、逸脱行動が被害者化のリスクに影響をおよぼすことを実証している。

つまり、①逸脱行動は、犯罪者や犯罪的出来事と接触する機会を増大させる、②逸脱行動を行う者は、たとえ自分が犯罪の被害に遭ったとしても、自分の犯罪行動が警察に知られることを恐れて、また、そもそも警察を信用していないために、被害を警察に通報する確率が低いため、恰好の標的となる、③逸脱行為を行う者は、因習的な社会的環境を回避するために、監視の目が行き届かなくなる。したがって、逸脱行動は、接触性・好餌性・防備性という三つの観点から、被害者化のリスクと関連するとされるのである<sup>17)</sup>。

さらに、この等価グループ理論は、「犯罪者と被害者を異なるカテゴリーに分けることはナンセンスであり、犯罪者となり得る環境はすべての者の人生において幾度かは存在する」としている<sup>18)</sup>。これにより、犯罪者研究と被害者研究は、連携・統合される可能性があると思われる。

## (3) 被害者化経験（累被害者化）

過去に犯罪の被害に遭ったことがあるという事実が、被害者化のリスクを高めることは、この20年間の様々な研究によって一貫して実証されている。この累被害者化に関する事実は、たとえば、家庭内暴力などについては、常識的に承認されるであろう。なぜならば、被害者がその家庭内にとどまるかぎり、被害者化をもたらした状況は改善されないままだからである。

しかし、たとえば、強盗や性的暴行については事情は異なるはずである。それにもかかわらず、強盗の被害に遭ったものは、そうでない者と比較して約9倍の確率で、(再び)強盗の被害に遭い、性的暴行の被害に遭った者は、そうでない者と比較して約35倍の確率で、(再び)性的暴行の被害を受けると報告する研究も存在している<sup>19)</sup>。

この高い累被害者化率の原因は、次の二つの点において、好餌性に関連づけられている。すなわち、①たとえば、犯罪の実行が容易である、または、逮捕などの危険が少ない、もしくは、より多くの利益を獲得することができる場合、当該被害者は、累被害者化され得る。このような被害者は、同じ犯人によってだけでなく、別の新たな犯罪者によっても再度被害者化される、②犯罪者は、一度犯罪を行ったことによって、その被害者についての情報を持っているために、もう一度同じ被害者を狙う。この場合、累被害者化は、同じ犯人によってもたらされるのである<sup>20)</sup>。

この累被害者化は、防犯という観点から、極めて重要な意味を持っている。すなわち、累被害者化が非常に高率であることからすれば、犯罪予防のためには、防犯対策を、犯罪の被害に遭ったものに集中的に注ぐことが提案される。さらに、犯罪の被害に遭った者は、防犯対策に非常に積極的であることを考慮すると、彼らに対する防犯対策は、極めて効果的であると言える。

ここで考慮に入れなければならないのが、転移(Displacement)の問題である。すなわち、累被害者が、防犯対策を講じれば、犯罪者は、別の新たな被害者を捜し求めるため、結果的に、

犯罪は全体としては減少しないのではないかという問題である。これについては、その可能性は比較的低いという研究も存在する<sup>21)</sup>。この指摘に従う場合には、累被害者に焦点を絞った犯罪対策は、より一層効果的なものになると思われる。

## VI 被害者化を決定づける因子2

### －ライフスタイル概念に含まれない因子－

前章において列挙した因子は、いずれもライフスタイル概念に含まれる因子である。しかし、いくつかの研究は、ライフスタイル概念に包摂されない因子であっても、被害者化のリスクに影響をおよぼす場合があることを指摘している。

#### (1) 個人属性的因子

個人属性的因子に属するものとして、性別・年齢・身体的特徴・精神的心理的特徴・性的嗜好などが考えられる。Finkelhor and Asdigianによれば、この個人属性的因子は、さらに三つに分類することができるとされる<sup>22)</sup>。

##### ① 脆弱 (Target Vulnerability) 的因子

脆弱的因子とは、犯罪 (被害者化) に抵抗する能力に関連する属性である。たとえば、標準以下の身体 (身長体重)・身体的劣性・肥満・心理的不安・学業不振などが、脆弱的因子に属するとされるのである。

##### ② 欲求充足 (Target Gratifiability) 的因子

犯罪者が欲している特質を被害者が持っているために、それが、被害者化のリスクを決定づける場合がある。その典型例が性別である。たとえば、性的暴行の被害者化のケースでは、女性という性別は、被害者化に決定的な影響をおよぼす。他方、少年の間での暴行傷害の被害者化のケースでは、男性という性別が重要な役割を演じる、なぜならば、ヒエラルキーの確立や支配を示すために暴力が使用されることが多いからである。

##### ③ 敵対 (Target Antagonism) 的因子

敵対的因子とは、犯罪者の怒り・妬み・破壊的衝動を生じさせる属性である。たとえば、親の子供に対する暴行のケースでは、継親関係という敵対的因子は、被害者化のリスクに重大な影響をおよぼす。さらに、憎悪にもとづく犯罪では、人種・民族・宗教・性的嗜好が、被害者化を決定づけるのである<sup>23)</sup>。

これらの因子は、いずれも、ライフスタイルだけでなくルーティンアクティビティー概念にも包摂され得ない因子である。しかし、Finkelhor and Asdigianは、これらの因子が、被害者化のリスクに影響をおよぼすことを実証している。すなわち、彼らの研究によれば、若年者が家族以外の人から暴行を受けるケースでは、心理的不安定・学業不振・年齢 (以上、脆弱的因子)・性別 (充足的因子) が、被害者化を決定づけるとされる。また、若年者が受ける性的暴行のケースでは、心理的不安定・性別・年齢 (ここでは年齢は充足的因子とみなされる) が、さらには、親から受ける暴行のケースでは、身体的劣性・継親関係・危険な行動<sup>24)</sup> (以上、敵対的因子) が、被害者化のリスクに影響をおよぼすのである<sup>25)</sup>。

なるほど、Finkelhor and Asdigianの研究が、若年者の被害者化に限定されていること、また、この種の研究が緒についたばかりであることなどから考えると、個人属性的因子と被害者化との関連性は未だ充分実証されていないと言えよう。しかし、この種の因子が被害者化に影響をおよぼすことを否定することはできないように思われる。

## (2) コミュニティーに関連する因子

犯罪被害者化に関する研究の多くのものは、これまで述べてきた個人レベルの諸因子に関するものである。しかし、いくつかの研究は、コミュニティレベルの因子にも着目している<sup>26)</sup>。

この種の研究は、データ不足という問題もあり、未だ極めて不十分なものととどまっている。しかし、Sampson and Wooldredgeの研究のように一定の評価を受けているものも存在する。彼らによれば、被害者化に影響するのは個人レベルの因子だけではないとされる。つまり、コミュニティレベルの因子も被害者化に影響をおよぼすのであるから、被害者化の研究は、多元的レベル (Multilevel) のものでなければならないとされるのである。彼らは、この多元的レベルの被害者化機会理論 (Multilevel Opportunity Theory of Victimization) にもとづき、以下のことを実証した。たとえば、① Burglary (住居侵入盗) の被害者化は、コミュニティにおける単身世帯・片親世帯・失業者・集合住宅の割合に正比例する、② Personal Theft (人から財物を盗取する犯罪、たとえば、強盗・スリ) は、コミュニティの社会的結合力 (これは、居住年数や、近隣地域に友人がいるかなどによって測定される) に反比例する、③ Personal Theft は、コミュニティの "Street Activity" (これは、住民が夜間徒歩で外出する割合によって測定される) に正比例する、などである。

ところで、環境犯罪学 (Environmental Criminology) / 状況的犯罪予防 (Situational Prevention of Crime) は、ライフスタイル理論やルーティンアクティビティ理論を基礎としていると言われる。したがって、そもそも、機会理論は、環境犯罪学 / 状況的犯罪予防と同じ理論的基盤に立っている。

それにとどまらず、既述のように、犯罪被害者化に関する機会理論は、住居やビルの構造・警察による監視活動・Neighborhood Watchなどを考慮し、また、多元的レベルの機会理論はコミュニティレベルの因子をも考慮に入れている。このことから考えると、機会理論は、環境犯罪学 / 状況的犯罪予防と一層の親和性を持っているように思われるのである。

## Ⅶ 結 語

以上のことから明らかなように、現在の機会理論の理論水準は、ライフスタイル理論やルーティンアクティビティ理論を越えていると言える。

第一に、それは、近接性・接触性・好餌性・防備性などの媒介概念を用いることによって、具体的な因子を実証的に同定しつつ、被害者化のプロセスをより明らかにした。

第二に、ライフスタイルやルーティンアクティビティに含まれる因子だけでなく、個人の属性に関連する因子や、コミュニティに関連する因子の実証的説明にも力を注いでいる。

第三に、犯罪者研究・環境犯罪学 / 状況的犯罪予防と被害者研究との連携や統合の可能性を開いた。ところで、直接的接触を伴う犯罪の被害者化は、ある場面において犯罪者と被害者 (標的) が遭遇することによって発生する犯罪である。したがって、この種の被害者化現象 (犯罪現象) を解明・予防するためには、犯罪者・被害者・(犯罪実行の) 環境 / 状況の三つの要素に着目しなければならないであろう。したがって、犯罪者研究・環境 / 状況の研究・被害者研究の三つは、究極的には統合ないし連携されなければならないであろう。そして、機会理論は、その方向性を示唆しているように思われるのである。

最後に、最近の研究は、略奪的犯罪以外の犯罪への応用の可能性も示唆している。すなわち、機会理論は、三つの要素の収斂に関する理論であるから、それは、三つの要素のうちのいくつ

かの要素の収斂によって発生する犯罪、つまり、①賭博や売春のような相対的犯罪 (Mutualistic Offenses)、②けんかのような対向的犯罪 (Competitive Violations)、③薬物使用や自殺などの個人的犯罪 (Individualistic Offenses) のすべてに応用可能であるとされる<sup>27)</sup>。

以上のような進歩にもかかわらず、機会理論は、被害者化のリスクを決定づける具体的因子の実証的同定に成功したとは言いがたい。その最大の原因は、データの収集・分析であると思われる。なるほど、ライフスタイル理論やルーティンアクティビティ理論の登場以降、被害調査やデータ分析は長足の進歩を遂げた。しかし、未だこの問題は完全に解決されたとは言えない状態にある。

犯罪被害者化に関する機会理論の直面している課題は、一層のデータ収集とより精確な分析という困難な問題を解決することによって、被害者化のリスクに影響をおよぼす具体的な因子を実証的に同定し、より洗練されたモデルを構築することである。そして、さらに、犯罪者研究や環境犯罪学／状況的犯罪予防と連携・統合することによって、被害者化的出来事 (Event)／犯罪的出来事の解明・予防を実現することなのである。

## 注

- 1) 両理論は、合理的選択を行う犯罪者を前提としており、したがって、合理的選択理論を含めて、機会理論と呼ばれる。もっとも、機会理論という名称は、統一的に使用されているわけではなく、状況モデル (Situational Models of Crime) あるいは活動理論 (Activity Theory) と呼ばれることもある、Davis, R.C., Taylor, B.G., and Titus, R.M. 1997. "Victims as Agents", in Davis, R.C., Lurigio, A.J. and Skogan, W.G. (eds.). *Victims of Crime second edition*. SAGE Publications. p.170.
- 2) 両理論に関する比較的最近の研究として、藤本哲也・朴元奎、「アメリカ合衆国における被害者学の生成と発展」、日本被害者学会『被害者学研究』、1994年第3号、成文堂、50～54頁、朴元奎、「被害者学研究における日米比較－日本の被害者学者はアメリカ合衆国から何を学ぶべきか？－」、日本被害者学会『被害者学研究』、1996年第6号、成文堂、34～36頁、瀬川晃、「刑事政策と犯罪被害者」、加藤久雄・瀬川晃編『刑事政策』、1998年、現代青林講義、41～42頁。
- 3) 78年のオリジナルのライフスタイルモデルは、87年にガロファロによって修正を施されることになる。本文は、修正後のモデルも視野にいたったものである。78年のオリジナルのモデルについては、Hindelang, M.J., Gottfredson, M.R., and Garofalo, J. 1978. *Victims of Personal Crime: An Empirical Foundation for a Theory of Personal Victimization*. Ballinger Publishing Company. これを補充するものとして、Gottfredson, M.R. 1981. "On the Etiology of Criminal Victimization" *The Journal of Criminal Law and Criminology* Vol.72, No.2. pp.714-726. さらに、Gottfredson, M.R. 1984. *Victims of Crime: The Dimensions of Risk*. A Home Office Research and Planning Unit Report は、82年にイングランドとウェールズで行われた調査 (British Crime Survey) にもとづき、ライフスタイル理論を検証した。ガロファロの改訂版モデルについては、Garofalo, J. 1987. "Reassessing the Lifestyle Model of Criminal Victimization", in Gottfredson, M.R. and Hirsh, T. (eds.). *Positive Criminology*. Sage Publications. pp.23-42. なお、本文は (図も含めて) 極めて概略的なものである。ライフスタイル理論の詳細については、拙稿、「ライフスタイル理論の現状と展望」、日本被害者学会『被害者学研究』、1998年第8号、成文堂、17～29頁を参照されたい。

- 4) Cohen, L.E. and Felson, M. 1979. "Social Change and Crime Rate Trends: A Routine Activity Approach" *American Sociological Review* Vol.44. pp.588-608.
- 5) この概略図については、Bursik, R.J., Jr. and Grasmick, H.G. 1993. *Neighborhoods and Crime: The Dimensions of Effective Community Control*. p.72を参考にした。
- 6) Bursik, R.J., Jr. and Grasmick, H.G., *Ibid.*, p.64.
- 7) 藤本哲也・朴元奎、前掲、53頁。
- 8) 瀬川晃、前掲、42頁。
- 9) Hindelang, M.J. 1976. *Criminal Victimization in Eight American Cities: A Descriptive Analysis of Common Theft and Assault*. Balling Publishing Company. p.12.
- 10) 瀬川晃、前掲、43頁。
- 11) Davis, R.C., Taylor, B.G., and Titus, R.M., *op.cit.*, pp.167-169.
- 12) たとえば、Cohen, L.E., Kluegel, J.R., and Land, K.C. 1981. "Social Inequality and Predatory Criminal Victimization: An Exposition and Test of a Formal Theory" *American Sociological Review* Vol.46. pp.507-509 は、ライフスタイル論者のライフスタイル概念が、Exposure (接触性) と Guardianships (防備性) から構成されるとしつつ、さらに、Proximity (近接性)・Target Attractiveness (好餌性)・Definitional Properties of Specific Crimes (犯罪の定義的性質) という合計五つの媒介概念を設定している。Hough, M. 1987. "Offenders' Choice of Target: Findings from Victim Surveys" *Journal of Quantitative Criminology* Vol.3, No.4. pp.359-360 は、Proximity (近接性)・Reward (報酬)・Absence of Capable Guardians (有効な監視の不存在) という三つの媒介概念を定立した。さらに、Miethe, T.D., Stafford, M.C., and Sloane, D. 1990. "Lifestyle Changes and Risks of Criminal Victimization" *Journal of Quantitative Criminology* Vol.6, No.4. pp.359-360 は、危険度を減少させると考えられる「用心深い (Active) ライフスタイル」と「不用心な (Passive) ライフスタイル」という媒介概念を使用している。
- 13) Lynch, J.P. 1987. "Routine Activity and Victimization at Work" *Journal of Quantitative Criminology* Vol.3, No.4. pp.287-288; Bursik, R.J., Jr. and Grasmick, H.G., *op.cit.*, pp.70-72 も、Miethe and Meier の媒介概念を採用している。
- 14) Finkelhor, D. and Asdigian, N.L. 1996. "Risk Factors for Youth Victimization: Beyond a Lifestyles/Routine Activities Theory Approach" *Violence and Victims* Vol.11, No.1. p.4 は、Miethe and Meier の媒介概念に関し、「男性・黒人・独身者のグループがなぜ高い犯罪被害者化率を持つか、そして、犯罪被害者化率がなぜ時とともに上昇したのかを経験的に説明するに際して、これらの概念が有益であるということが判明した」と記している。
- 15) Miethe, T.D. and Meier, R.F. 1994. *Crime and Its Social Context: Toward an Integrated Theory of Offenders, Victims and Situations*. State University of New York Press. pp.46-56; Miethe, T.D. and Meier, R.F. 1990. "Opportunity, Choice, and Criminal Victimization: A Test of a Theoretical Model" *Journal of Research in Crime and Delinquency* Vol.27, No.3. pp.243-266.
- 16) Sampson, R.J. and Lauritsen, J.L. 1990. "Deviant Lifestyles, Proximity to Crime, and the Offender-Victim Link in Personal Violence" *Journal of Research in Crime and Delinquency* Vol.27, No.2. p.111.
- 17) 等価グループ理論として、たとえば、Jensen, G. F. and Brownfield, D. 1986. "Gender, Lifestyles, and Victimization: Beyond Routine Activity Theory" *Violence and Victims*, Vol.1, No.2.

- pp.85-99; Sampson, R.J., and Lauritsen, J.L., *Ibid.*; Riley, D. 1987. "Time and Crime: The Link between Teenager Lifestyle and Delinquency" *Journal of Quantitative Criminology* Vol.3, No.4. pp.339-354; Lauritsen, J.L., Sampson, R.J., and Laub, J.H. 1991. "The Link between Offending and Victimization among Adolescents" *Criminology* Vol.29, No.2. pp.265-292; Lauritsen, J.L., Laub, J.H., and Sampson, R.J. 1992. "Conventional and Delinquent Activities: Implications for the Prevention of Violent Victimization among Adolescents" *Violence and Victims* Vol.7, No.2. pp.91-108.
- 18) 瀬川晃、前掲、42-43頁。
- 19) Davis, R.C., Taylor, B.G., and Titus, R.M., *op.cit.*, p.171.
- 20) Bouloukos, A.C. and Farrell, G. 1997. "On the Displacement of Repeat Victimization", in Newman, G., Clarke, R.V., and Shoham, S.G. (eds.). *Rational Choice and Situational Crime Prevention*. Ashgate. pp.220-221.
- 21) Bouloukos, A.C. and Farrell, G., *Ibid.*, pp.225-229.
- 22) Finkelhor, D. and Asdigian, N.L., *op.cit.*, pp.6-7.
- 23) 憎悪にもとづく犯罪については、Garofalo, J. 1997. "Hate Crime Victimization in the United States", in Davis, R.C., Lurigio, A.J., and Skogan, W.G. (eds.). *Victims of Crime* second edition. SAGE Publications. pp.134-145.
- 24) 危険な行動とは、家出・盗み・飲酒・学校への武器の携帯である。親から受ける暴行のケースでは、この危険な行動は、敵対的因子として位置づけられる。なぜならば、若年者の危険な行動は、親を立腹させ怒りを生じさせるからである、Finkelhor, D. and Asdigian, N.L., *op.cit.*, p.9 and p.15.
- 25) Finkelhor, D. and Asdigian, N.L., *op.cit.*, pp.12-17.
- 26) Sampson, R.J. and Wooldredge, J.D. 1987. "Linking the Micro- and Macro-Level Dimensions of Lifestyle-Routine Activity and Opportunity Models of Predatory Victimization" *Journal of Quantitative Criminology* Vol.3, No.4. pp.371-393; Sampson, R. J. 1987. "Personal Violence by Strangers: An Extension and Test of the Opportunity Model of Predatory Victimization" *The Journal of Criminal Law and Criminology* Vol.78, No.2, pp. 327-356; Bursik, R.J., Jr. and Grasmick, H.G., *op.cit.*.
- 27) Felson, M. 1998. "Routine Activities and Crime Prevention in the Developing Metropolis", in Henry, S. and Einstadter, W. (eds.). *The Criminology Theory Reader*. New York University Press. p.133.

### An Analysis of Development in and Problems with Theory for Criminal Victimization

Lifestyle theory was originated in 1978 by Hindelang et.al., and routine activity theory was advocated in 1979 by Cohen and Felson. Contributing greatly to the progress of victimology, these two theories have evolved into a more general theory, *opportunity theory for criminal victimization*. This paper attempts to explore the current theoretical standard and problems of the criminal opportunity theory.

The proponents of the opportunity theory analyze various data, including criminal victimization survey data, and try to explore the process of victimization for direct-contact predatory violations. They take criminal motivation as a given, and examine how

motivation comes into action. Therefore, opportunity theory is classified as sociological in its orientation.

As with all pioneering efforts, lifestyle theory and routine activity theory were not devoid of flaws, but many subsequent studies have addressed some of the weaknesses.

First, they have created the mediating concepts (sub concepts), *proximity*, *exposure*, *target attractiveness*, and *guardianships*. It doesn't explain the process of victimization merely to say that lifestyle/routine activity affects the probability of victimization. By adopting the mediating concepts, however, they make clearer how criminal victimization is realized.

Second, they have identified the factors besides lifestyle, such as individual attributes and community-context factors, that affect the probability of victimization.

Third, they have tried to integrate studies of victims, offenders, and environments.

Finally, they have attempted to apply opportunity theory to other types of crime besides direct-contact predatory violations.

It can be concluded that today's opportunity theory goes far beyond lifestyle theory and routine activity theory. But it has not yet succeeded in clarifying how criminal victimization is realized. The problems to be solved are more adequate collection and analysis of data, more concrete and precise identification of the factors that affect the probability of victimization, construction of a more sophisticated model, and integration of studies on victims, offenders, and environments for clarification and prevention of victimization/crime events.

